

# 支庁制度改革プログラム

平成17年3月

北海道

## 「支庁制度改革プログラム」の策定について

北海道では、平成14年11月に「支庁制度改革に関する方針」を、また平成15年2月には「支庁制度改革の実施計画」を策定し、これまで、この方針などに基づき支庁制度改革の取組を行ってきましたが、昨今、道州制や市町村合併など地方分権の動きが進展していることから、長期的な視点に立った改革の方向性や今後の進め方など、支庁制度改革の具体化を図っていくことが必要となってきました。

このため、現行の「支庁制度改革に関する方針」を基本に、今後の地方分権改革の進展を踏まえながら改革の具体化を図るため、「支庁制度改革に関する方針」と「支庁制度改革の実施計画」に替わるものとして、このたび「支庁制度改革プログラム」を策定しました。

今後、この「支庁制度改革プログラム」に基づき、北海道における「地域主権型社会」の実現に資するための「支庁制度改革」を、道民・市町村などの皆様のご理解とご協力のもとに進めていきたいと考えています。

## これまでの経過

- H13.3 「支庁改革に関する試案」（支庁制度検討委員会）の受理
- H14.11 「支庁制度改革に関する方針」の策定
- H15.2 「支庁制度改革の実施計画」の策定
- H16.9 「支庁制度改革の取組の具体化に関する論点整理」を取りまとめ
- H16.11 「道から市町村への事務・権限の移譲と支庁のあり方に関する論点整理」を取りまとめ
- H17.1 「支庁制度改革に関する基本的フレーム」を取りまとめ
- H17.2 「支庁制度改革プログラム（案）」を策定
- H17.3 「支庁制度改革プログラム」を策定

# 目 次

## 1 支庁制度改革の必要性 P 1 ~ P 2

支庁を取り巻く状況	..... P 1
地方分権改革の状況	
現在の支庁の課題	..... P 1 ~ P 2
支庁制度改革の趣旨	..... P 2

## 2 支庁制度改革の基本的な考え方 P 3

基本的な考え方	..... P 3
支庁制度改革の進め方	

## 3 支庁制度改革の方向性 P 4 ~ P 6

将来を見据えた新たな支庁体制の確立に向けて	..... P 4 ~ P 5
地域における効果的な道行政の展開に向けて	..... P 5

## 4 改革の全体像 P 7 ~ P 17

地域主権型社会の実現に資する改革（過渡的改革）・・・ P 7 ~ P 16

- ( 1 ) 本庁の役割・機能
- ( 2 ) 支庁の役割・機能
- ( 3 ) 支庁の体制
- ( 4 ) 支庁所管区域・支庁庁舎所在地の設定
- ( 5 ) 本庁から支庁への権限委譲
- ( 6 ) その他の取組事項

地域主権型社会の下での改革（将来的改革）..... P 17

## 5 当面の支庁制度改革のスケジュール（想定） P 18

「支庁制度改革プログラム」策定の経過	..... P 19
--------------------	------------

# 1 支庁制度改革の必要性

## 支庁を取り巻く状況

明治43年に現在の支庁制度の原型が形づくられてから、約1世紀近くの年月が経過し、その間に道路・交通網の整備や情報通信技術の著しい発達、住民活動の広域化、地域人口の変化など社会・経済の状況が大きく変わってきていることや、道州制、市町村合併などの地方分権改革の進展などにより、支庁制度を取り巻く状況も大きく変化してきました。

## 地方分権改革の状況

### 道州制に向けた取組み

現在、北海道では、地域主権型社会の形成に向けて道州制の推進に取り組んでおり、この取組の中でも、道から市町村への事務・権限の移譲は、重要な施策の柱の一つとして位置付けています。このため、国、道、市町村の役割分担の明確化を図るとともに、「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定し、今後これに基づき、市町村と協議が整ったものから順次移譲を実施することとしています。

### 市町村合併の進展

これまで現行の合併特例法に基づき、市町村の行財政体制強化等に向けた市町村合併が行われてきましたが、平成17年4月からの合併新法の施行により、今後、更なる市町村合併の進展が予想されます。

## 現在の支庁の課題

### 地方分権の進展等への対応についての課題

- ・ 道州制の先行実施、市町村合併など、地方分権改革の進展を踏まえた、支庁のあり方や役割などについての検討が必要となっています。

### 縦割型行政システムについての課題

- ・ これまで、地域課題に対する支庁の対応が縦割になりがちとなっていたことから、地域における道行政の総合性の確保が必要となっています。

### 本庁主導の行政についての課題

- ・ これまで本庁、支庁の二層構造による非効率性などが指摘されていることから、こうした非効率性を改善し、支庁がこれまで以上に地域課題に迅速かつ柔軟に対応することが必要となっています。

### 支庁の組織や能力開発についての課題

- ・ 支庁が地域における道行政をより円滑・効果的に執行できるようにすることや、職員の意識改革と能力開発が一層必要となっています。また、地域の実情などに応じた柔軟な体制づくりについての検討も必要となっています。

### 支庁所管区域についての課題

- ・ 交通・通信網の発達、住民の活動範囲の広域化などの変化に対応した支庁所管区域の検討が必要となっているとともに、道の様々な圏域や区域を政策的に結びつけるよう支庁所管区域の見直しが必要となっています。

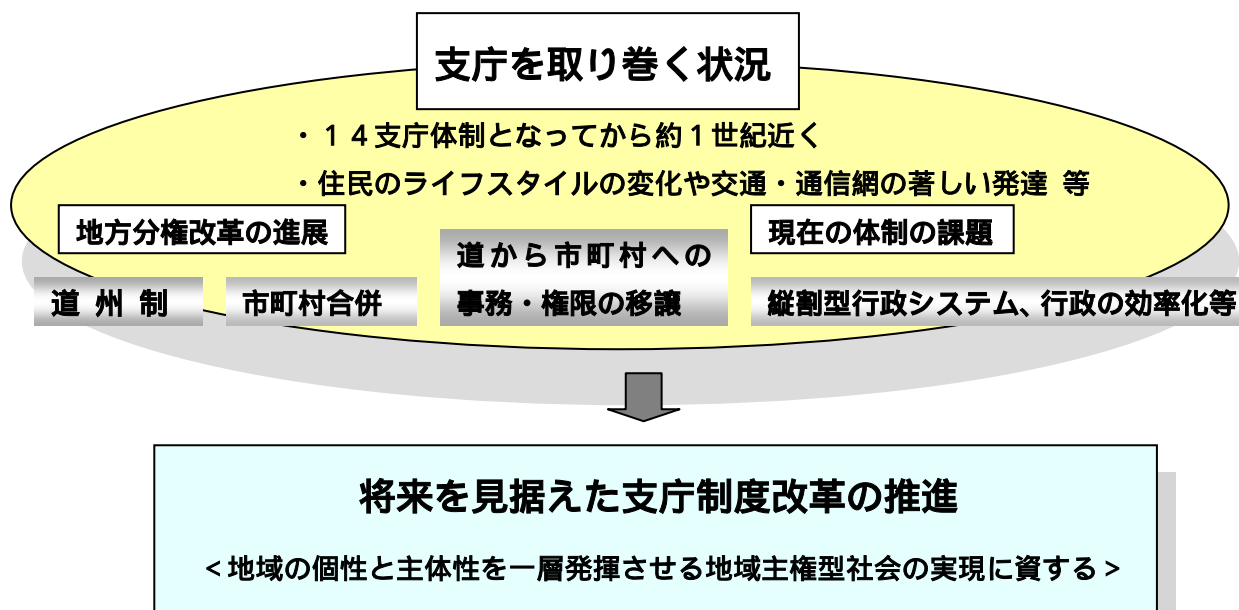
### 行政の効率性についての課題

- ・ 厳しい道財政の中で、行政の効率化によるコストの抑制と、新たな行政ニーズに的確に対応するための体制整備が必要となっています。

## 支庁制度改革の趣旨

支庁を取り巻く環境の大きな変化、地方分権改革の進展や現在の支庁の課題を踏まえ、道州制の導入を視野に入れた将来的な支庁の姿を明らかにした上で、地域の個性と主体性を一層発揮させる「地域主権型社会」の実現に資するために支庁制度改革を実施します。

### 支庁制度改革の推進



## 2 支庁制度改革の基本的な考え方

### 基本的な考え方

支庁制度改革に当たっては、地方分権の進展に伴う将来的な支庁の姿を明確にし、それに向けた取組を進めるとともに、その過渡的な取組として、市町村体制の充実の状況に応じた、地域における効果的な道行政を推進する「支庁」の確立に向けた改革を行います。なお、改革に当たっては、次の視点を踏まえ実施します。

#### 地方分権改革の視点

市町村合併、道州制の先行実施の取組、道から市町村への事務・権限の移譲など、現在の地方分権改革を踏まえた支庁の体制の見直しを行います。

#### 行財政改革の視点

現下の厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な体制の整備を行います。  
(組織のスリム化、改革全体を通して行政コストの抑制)

### 支庁制度改革の進め方

支庁制度改革は、地方分権の進展に伴う長期的な改革となるものです。

市町村合併等に伴う市町村の体制の充実に伴い、道(支庁)の事務・権限を市町村に移譲し、それに併せて、支庁の機能は順次縮小し、将来的には地域における最小限の道州行政の執行を担う出先機関へ移行します。

市町村の体制が充実するまでの過程で、市町村への事務・権限の移譲の状況や合併の進展状況によって様々な市町村の形が想定されることから、市町村の状況などに応じた改革を実施します。

#### 【改革の全体像】

(過渡的な改革) 市町村の体制の充実が十分進んでいない段階から、市町村の体制が整うまでの間において取り組む改革

- ・ 支庁は、市町村の状況に応じた役割を担います。



(将来的な改革) 市町村の機能が充実し、市町村が地域における総合的な行政主体としての役割が十分果たせる段階における改革

- ・ 支庁は、地域における最小限の道州行政の執行を担う出先機関へ移行します。

## 3 支庁制度改革の方向性

### 将来を見据えた新たな支庁体制の確立に向けて

地域主権型社会にふさわしい支庁の体制をつくるため、将来的な本庁、支庁の役割の明確化を図るとともに、それに合わせた支庁体制の整備を図ります。

#### 本庁・支庁の役割分担

##### < 道州制の下での道州の役割 >

全道的に展開すべき広域的な役割を中心に、産業の振興、雇用政策、交通社会資本の整備や先端的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などの役割を担います。

##### 道州の本庁の役割

全道的な観点からの施策の展開や、国との調整事務などを担います。

##### 道州の出先機関の役割

地域における最小限の道州行政の執行を担います。

##### < 道州制に至る過渡的な道の役割 >

道州制の下での道州の役割とともに、本来、市町村が担うべき事務・権限ですが、市町村の体制が十分整備されていないなどの理由によりすぐに市町村に移譲できないもの（以下「市町村へ移譲予定の事務」という。）を過渡的に担います。

##### 本庁の役割

全道的な観点からの施策の展開や、国との調整事務などを担います。

##### 支庁の役割

地域の実情に応じた道行政の執行、所管区域内の調整及び市町村へ移譲予定の事務を担います。

#### 過渡的な支庁体制について

##### 支庁の機能

- ・ 道から市町村への事務・権限の移譲の推進を図るとともに、地域住民の利便性の向上を図るため、支庁の機能を基本的に  
地域の実情に応じた道行政の執行と所管区域内の調整機能  
市町村へ移譲予定の事務を過渡的に担う機能

に分け、 については地域における効果的、効率的な道行政の執行を行う観点から集約化を図ります。

については、行政サービスの低下を招かないよう、現在の支庁エリアを基本に、その機能を確保します。

- ・ 市町村の体制充実に伴い、支庁は地域における最小限の道州行政の執行を担う出先機関に移行します。

### **地域行政センター（仮称）の設置**

- ・ 支庁所在地の変更のあった地域においては、主に上記 の機能を担う過渡的な支庁の出先機関として、地域行政センター（仮称）（以下「地域行政センター」という。）を設置します。
- ・ 市町村への事務・権限移譲の進展に伴い、地域行政センターの機能は、順次縮小し、将来的には廃止します。

### **支庁所管区域について**

- ・ 地域における道行政の効果的、効率的な執行を行う観点から、所管区域の再編を行います。
- ・ 所管区域は、地域生活経済圏を基本に、圏域の状況を検証のうえ、道行政の政策展開圏域として設定します。
- ・ 所管区域の設定に当たっては、地域の意見や市町村合併の動向、所管支庁の変更を希望する市町村の意向などに十分配慮します。

## **地域における効果的な道行政の展開に向けて**

### **地域が主体となった効果的な道行政を推進する**

地域課題に的確に対応するため、地域が主体となった効果的な道行政を推進します。

### **地域における政策を地域主体でつくる**

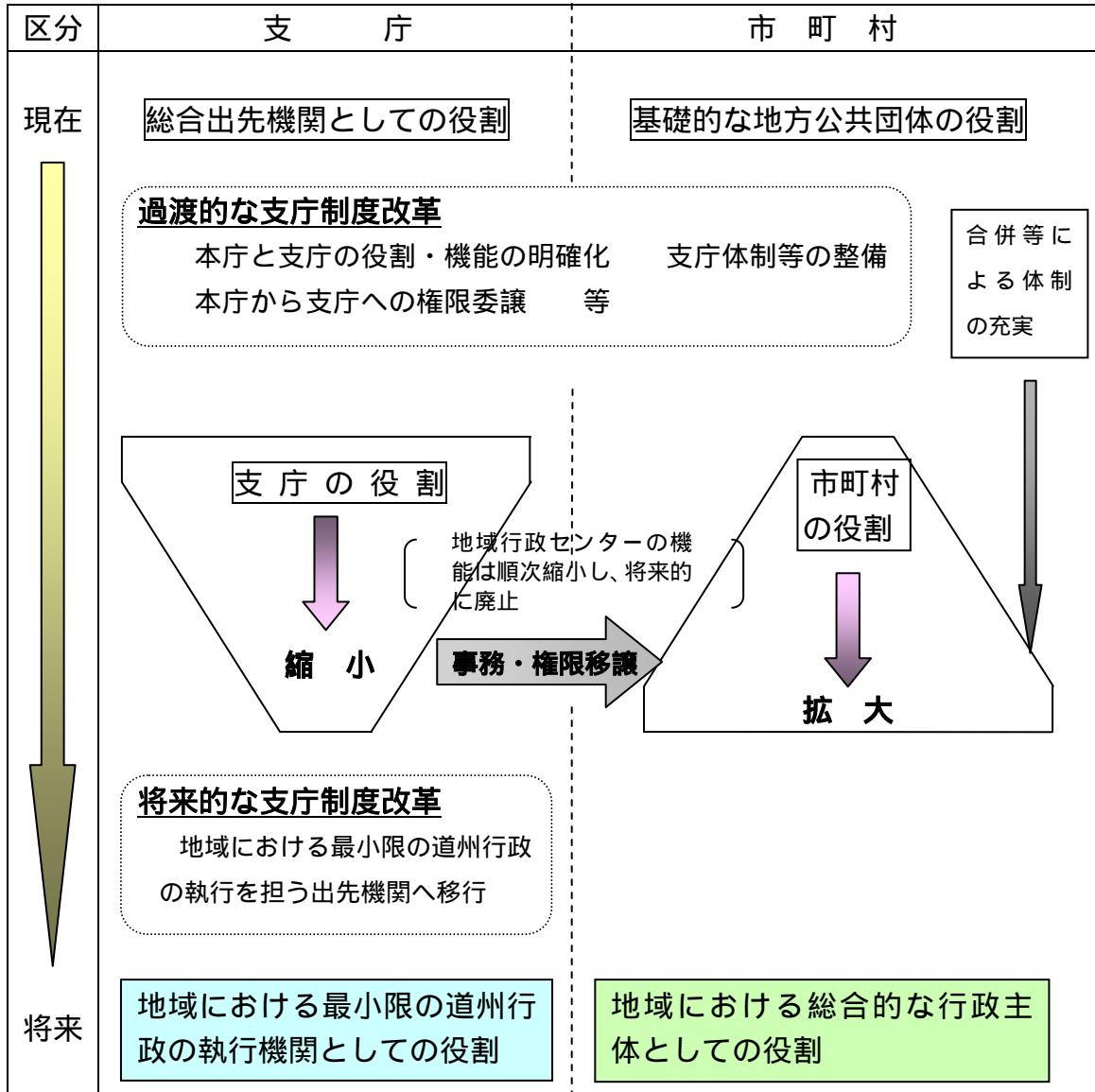
- ・ 市町村の体制が充実するまでは、支庁は市町村の状況などを考慮しながら、地域と一体となって地域政策をつくり、実施します。
- ・ 本庁から支庁への権限委譲を推進し、支庁が地域課題に柔軟かつ機動的に対応できるようにします。

### **地域の総合的な行政主体としての市町村の確立に向けた支援を行う**

市町村の体制整備に向けた支援や市町村への事務・権限移譲などを進めます。



# 長期的な支庁制度改革の方向

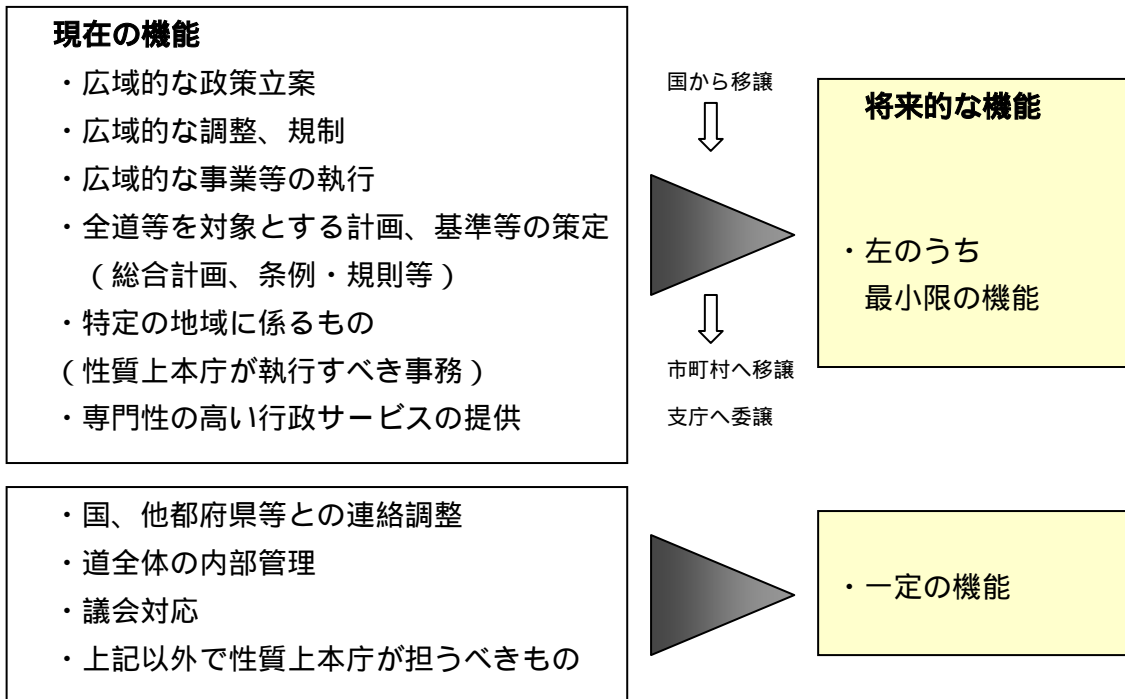


# 4 改革の全体像

## 地域主権型社会の実現に資する改革（過渡的改革）

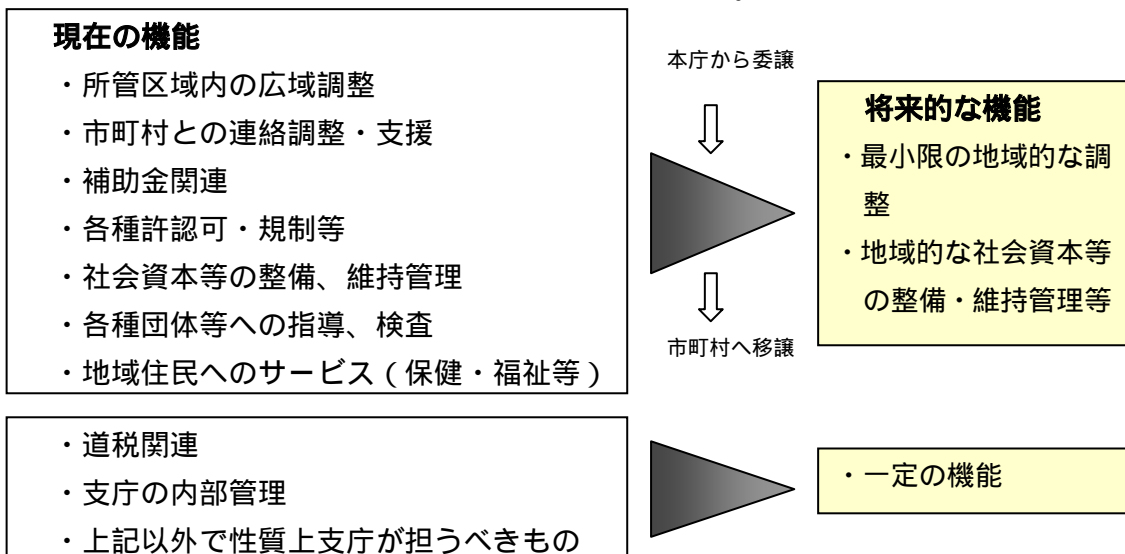
### （１） 本庁の役割・機能

**役割** 全道的な観点からの施策の展開や、国との調整事務などを担います。



### （２） 支庁の役割・機能

**役割** 地域の実情に応じた道行政の執行と所管区域内の調整を担うとともに、過渡的に市町村へ移譲予定の事務を担います。

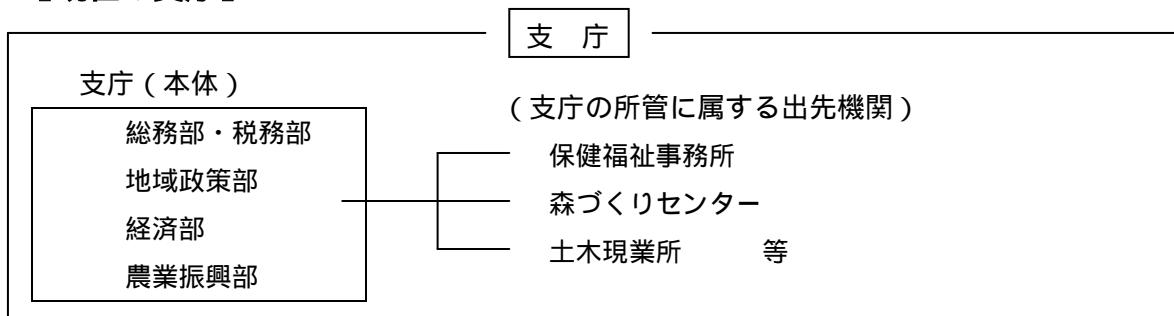


### (3) 支庁の体制

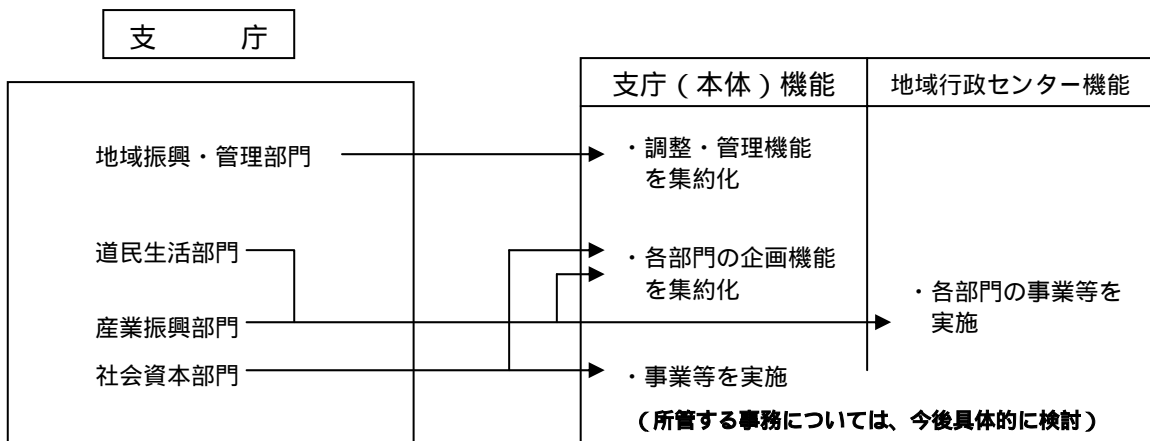
- ・ 道行政の分野別の総合性を発揮し、また、地域における効果的・効率的な道行政の展開ができるよう、関連する業務を地域振興・管理、道民生活、産業振興、社会資本の4部門に集約化することを基本とします。
- ・ 新たな支庁の機能は、地域の実情に応じた道行政の執行事務・所管区域内の調整事務を主体とした「支庁（本体）機能」と、住民に身近な事務など市町村へ移譲予定の事務を主体とした「地域行政センター機能」の2つで構成します。

#### 新たな支庁のイメージ図

##### 【現在の支庁】



##### 【再編後の支庁】



##### 支庁（本体）機能（イメージ）

###### 地域振興・管理部門

地域政策、広報広聴、市町村行政などの地域振興に係る事務や、地域行政センター機能における事務に係る企画、支庁の管理事務(事業管理等)を主に所管します。

###### 社会資本部門

社会資本の整備・維持管理に関する事務などを主に所管します。

## 地域行政センター機能（イメージ）

### 道民生活部門

保健、医療、福祉、環境、道民生活など、住民に密接に関わる事務を主に所管します。

### 産業振興部門

商工業、農業、林業、水産業などの地域産業の振興に関わる事務を主に所管します。

- ・ 支庁の組織の検討に当たっては、道から市町村への事務・権限の移譲の状況などを踏まえ、今後、更に具体的な検討を実施します。
- ・ 検討に当たっては、簡素で効率的な体制の実現に十分配慮します。

### 配置について

#### ・ 支庁（本体）機能

支庁（本体）機能は集約化の上、地域における道行政が効果的・効率的に執行できるよう設置場所を検討します。

#### ・ 地域行政センター機能

支庁所在地の変更のあった地域については、過渡的な支庁の出先機関として設置します。また、再編後の支庁所在地については、支庁の組織体制の検討の中で、その機能が確保されるよう検討します。

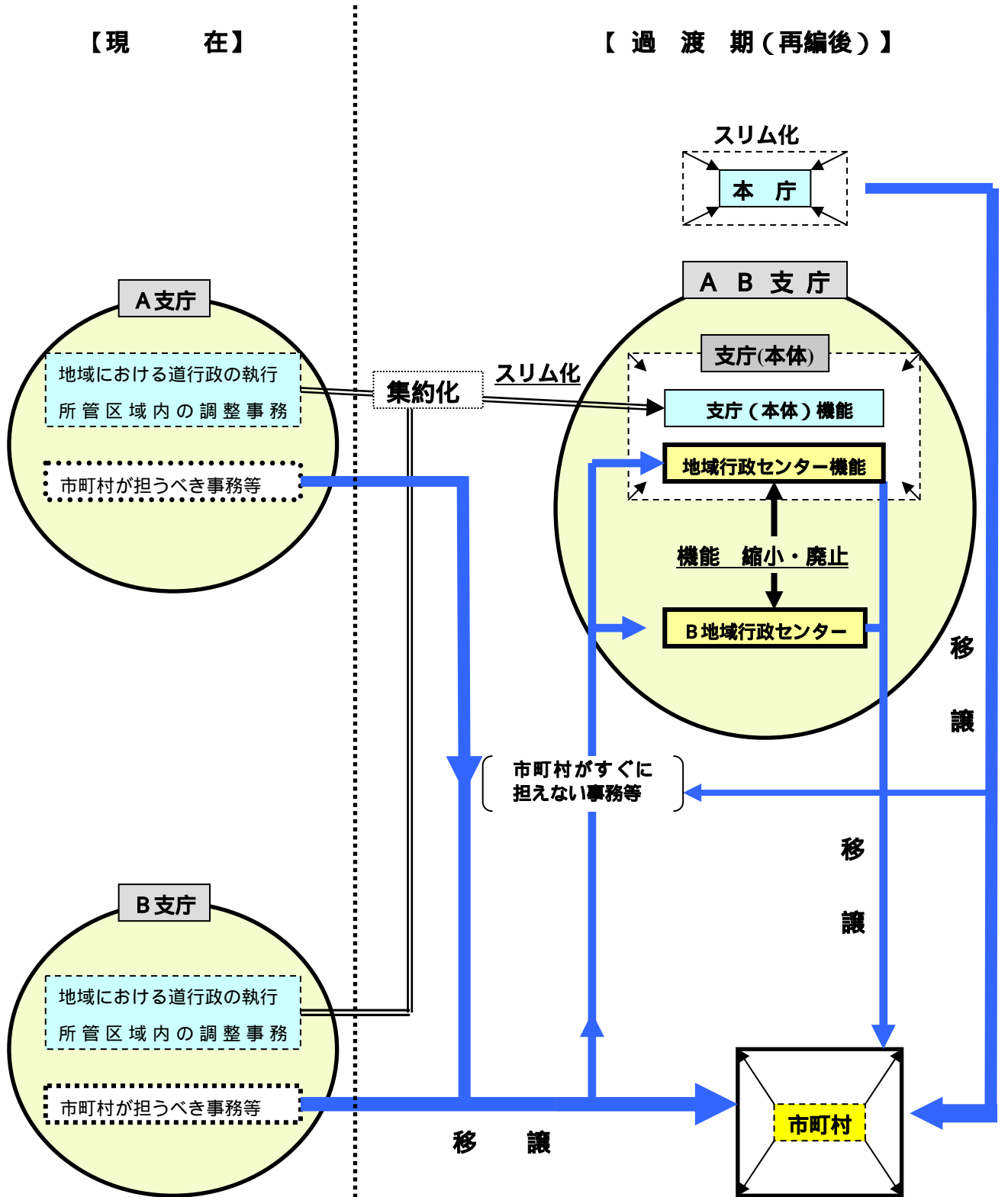
### 地域行政センター機能の将来的な方向性について

市町村の体制充実などに伴う、市町村への事務・権限の移譲の進展により、地域行政センターの機能は順次縮小し、将来的に廃止しますが、市町村への事務・権限の移譲の状況や市町村の体制強化の状況などを踏まえ、適宜そのあり方の検討を行います。

# 支庁体制の方向（イメージ）

【現 在】

【過 渡 期（再編後）】



\* 地域行政センターは支庁の出先機関。

## (4) 支庁所管区域・支庁庁舎所在地の設定

### 基本的な考え方

- ・ 地域生活経済圏を基本に支庁の所管区域を再編します。
- ・ 支庁所管区域の設定に当たっては、地域における道行政の継続性などを考慮し、現在の支庁所管区域を分断しないことを基本とします。
- ・ 支庁所管区域等の検討に当たっては、次の事項に留意のうえ設定します。

### 留意事項

#### 道の地域政策の効果的かつ効率的な展開

##### 一般的な配慮事項

人口や産業・経済活動の状況、住民の活動範囲、交通・通信網等の発達状況などに配慮する。

##### 地方分権の進展に伴う配慮事項

市町村合併、市町村への事務・権限移譲の進展等を踏まえた、効果的・効率的な道行政の展開が可能な規模を考慮する。

##### 道の政策的な圏域・区域等の状況

第2次保健医療福祉圏、土木現業所の所管区域など、道の政策的な区域の状況を考慮する。また、支庁所管区域の設定に当たっては、地域生活経済圏の状況を検証するとともに、次期総合計画との整合性を考慮する。

#### 簡素で効率的な組織機構等の実現

厳しい財政事情を踏まえ、簡素で効率的な組織機構等の実現に配慮するとともに、コストの抑制に十分配慮する。

#### 支庁庁舎所在地の一体的検討

新たな支庁の庁舎所在地の検討は、支庁の所管区域の検討と一体的に実施する。

#### 地域の意向等

支庁所管区域の設定等に当たっては、地域の意見などを十分勘案し検討する。

## (5) 本庁から支庁への権限委譲

### 本庁から支庁への権限委譲の目的

- ・ 市町村合併、道州制の先行実施、道から市町村への事務・権限の移譲など、地方分権の進展を踏まえ、住民に身近な行政はできる限り住民により近いところで処理することが望ましいという観点から、支庁への権限委譲を行います。
- ・ 本庁・支庁の二層構造による非効率性を改善し、支庁が地域ニーズに柔軟かつ機動的に対応できるようにするため支庁への権限委譲を進めます。

### 本庁から支庁への権限委譲の考え方

道から市町村への事務・権限の移譲を踏まえ、次の視点により可能な限り支庁への権限委譲を推進します。

なお、支庁への権限委譲にあたっては、現下の厳しい財政状況を踏まえ、簡素で効率的な組織機構の実現に配慮します。

#### 【支庁への権限委譲の視点】

##### ・ 住民に身近なところへの移譲の視点

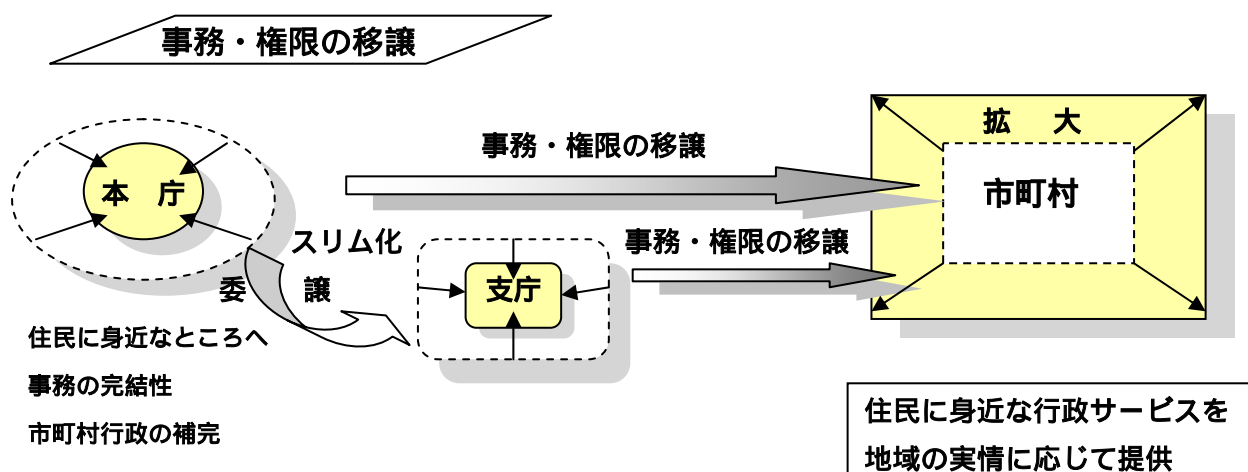
住民に身近な行政を住民により近いところに移すことにより、住民の利便性の向上を図るとともに、より地域の実情に即した政策を地域主体でつくる。

##### ・ 支庁における事務の完結性の視点

支庁における事務の完結を図ることより、本庁・支庁の二層構造に伴う事務の非効率性の改善を図るとともに、地域のニーズに柔軟かつ機動的に対応する。

##### ・ 市町村行政の補完の視点

道と市町村の役割分担をもとに、住民に身近な事務を中心に、道から市町村へ事務・権限の移譲を行うとともに、市町村の体制の事情などから、市町村がすぐに担えないものを過渡的に支庁が担う。



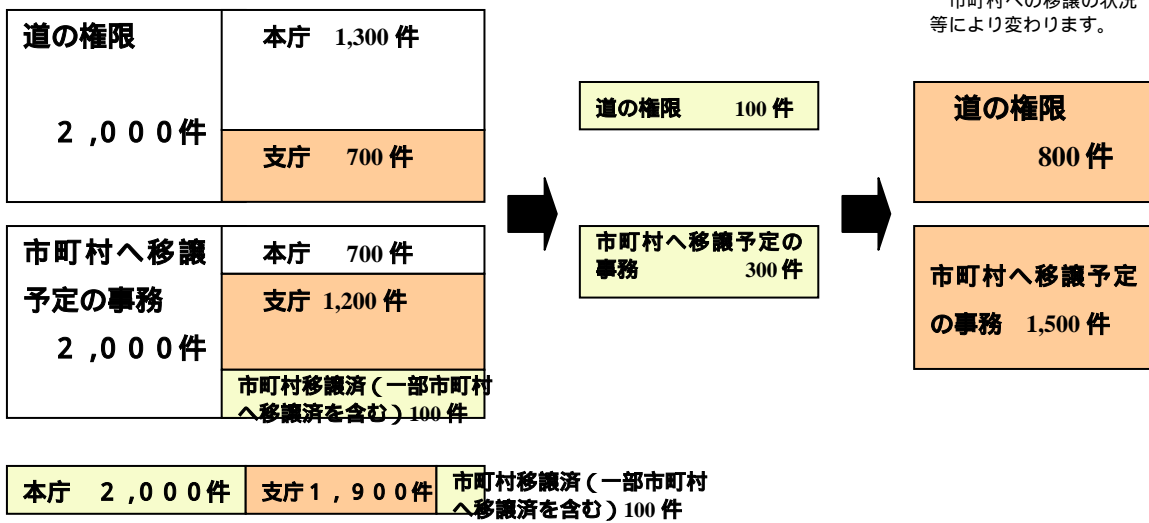
### 本庁から支庁へ権限委譲を行う主なもの

- ・ 現在、道が所管する約4,000条項の権限は、本庁で約2,000件、支庁で約1,900件、特例条例により市町村へ移譲済（一部市町村へ移譲済を含む）のものが約100件となっています。
  - ・ このうち、本庁から支庁への委譲の検討対象となる権限は、道と市町村の役割分担、支庁への権限委譲の視点を踏まえ、約400件（市町村へ移譲予定の事務を含む）あります。
- 今後、組織の検討や市町村への移譲の状況等を踏まえて、具体的な検討を行います。

【現 在】

【本庁から支庁への権限委譲】

【過渡的な支庁の姿】



- 本庁から支庁へ委譲できないものの例
- ・ 全道的な調整、規制が必要な事務
  - ・ 専門性が高い事務
  - ・ 道の審議会などに諮る必要のある事務

### < 権限委譲検討対象の主なもの >

#### 道民生活分野

- ・ 環境 特定希少野生動植物の保護に関する権限など
- ・ 道民生活 NPO活動促進に関する権限など
- ・ 保健福祉 未熟児養育医療の給付に関する権限、栄養士免許に関する権限など

#### 産業振興分野

- ・ 商工・労働 介護労働者の労働環境の改善計画の認定に関する権限など
- ・ 農業 農地保有合理化法人の事業規程の認定に関する権限など
- ・ 水産・林務 漁業協同組合の合併及び事業経営計画の認定に関する権限など

#### 社会資本分野

- ・ まちづくり 屋外広告物に関する権限など
- ・ 土木 公有水面埋立に関する権限など



## (6) その他の取組事項

次の事項は、可能なものから順次実施（既に取り組んでいるものは引き続き実施）していくとともに、必要なものについては、適宜追加・見直しを行っていきます。

基本的考え方	取組方向	取組内容
地域が主体となった効果的な道行政を推進する	地域の実情に応じた道行政の展開を図る	<p>次期総合計画の検討を踏まえ、地域における道行政を展開する指針を策定する。</p> <p>社会資本の整備に当たって、地域が主体的に自らの将来像を描き、関係機関が連携・協力し、地域としての必要な事業の重点的な整備に取り組むため、地域連携会議などの充実を図る。</p>
地域における政策を地域主体でつくる	道民の参加と市町村との連携を図る	<p>地域のニーズに即した施策等を立案・形成・推進していくため、支庁と市町村による共同政策研究の充実を図る。</p> <p>地域に係る施策事業体系及び社会資本整備状況などに関する資料を作成し公表するとともに、道、市町村などが有する情報の共有を促進する。</p> <p>地域政策の検討に当たっては、既存の各種会議などを活用するなどして、地域の意向把握や施策の重点化等に係る地域のコンセンサスの形成を図る。</p> <p>支庁長等支庁の幹部は、地域における課題の的確な把握や政策の効果的な推進のため積極的に地域へ出向き、住民、市町村等と幅広い意見交換に努める。</p>
	地域課題への適切な対応を図る	<p>支庁の独自事業を充実するとともに、支庁長権限補助金についても本庁各部で所管している道単独補助金と地域政策補助金とを統合するなどし、支庁における施策展開に的確に対応できるよう総合補助金化を進める。</p> <p>支庁が地域の意向などを踏まえ策定した施策等を道予算の編成過程に十分反映するシステムの充実を図る。</p>

基本的考え方	取組方向	取組内容
		<p>優先的・重点的に実施すべき施策や事業についての知事等へのプレゼンテーションや本庁・支庁間の協議の充実を図る。</p> <p>地域課題に対して支庁が総合的・効果的に対応するため、支庁において重要事項等を審議する会議を設置する。</p> <p>民間有識者の持つ専門的知識を積極的に活用することにより地域政策の充実を図る。</p> <p>地域課題への適切な対応を行うため、教育局との連携強化に努める。</p>
	<p>効果的な執行体制の整備と人材の育成を図る</p>	<p>新たな執行体制において、所掌事務の遂行上必要がある場合には、支庁長の判断により柔軟な組織体制や人員配置を可能とする仕組みを整備する。</p> <p>社会変化に伴う新たな地域課題や住民ニーズに迅速に対応するため、柔軟性、機動性を備えた組織体制を整備するとともに、職員一人ひとりがより主体的に職務に取り組み、事務の迅速化を図ることを目的として、グループ制など新たな執行体制の導入を図る。</p> <p>地域課題に適切に対処し、質の高い施策等を推進していくため、地域主権時代に対応した研修等を充実し、職員の政策形成能力の向上や職員の意識改革を図る。</p> <p>職員の士気高揚を図り、職員の能力を有効に活用するため、本庁、支庁、その他の出先機関間の広域的人事異動を積極的に進める。</p> <p>申請・届出手続きの簡略化や提出先等の所管区域外での受付窓口サービスの向上等、道民の立場に立った事務の改善を進める。</p>

基本的考え方	取組方向	取組内容
		<p>市町村や国の関係機関等と連携し、道内のブロードバンド化を促進するとともに、インターネットを利用して申請や届出、調達などの手続きを電子的に行えるようにするシステムの整備を一層促進するなどして、住民や市町村に対する利便性の向上やITの普及啓発を図る。</p>
<p>地域の総合的な行政主体としての市町村の確立に向けた支援を行う</p>	<p>市町村体制の充実に向けた支援を行う</p>	<p>市町村が基礎自治体としての役割を十分に発揮することができるよう、それぞれの課題に応じた情報提供や助言を行うなど、合併に向けた取組を支援する。</p> <p>「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」に基づき、市町村との協議が整い、同意を得たものから事務・権限を市町村に移譲する。</p>

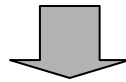
## 地域主権型社会の下での改革（将来的改革）

### 道州制の下での道州の出先機関のあり方

道州制の導入、市町村体制の充実などに伴い、道の役割は、大きく変わっていくこととなり、これに対応した改革が必要となります。

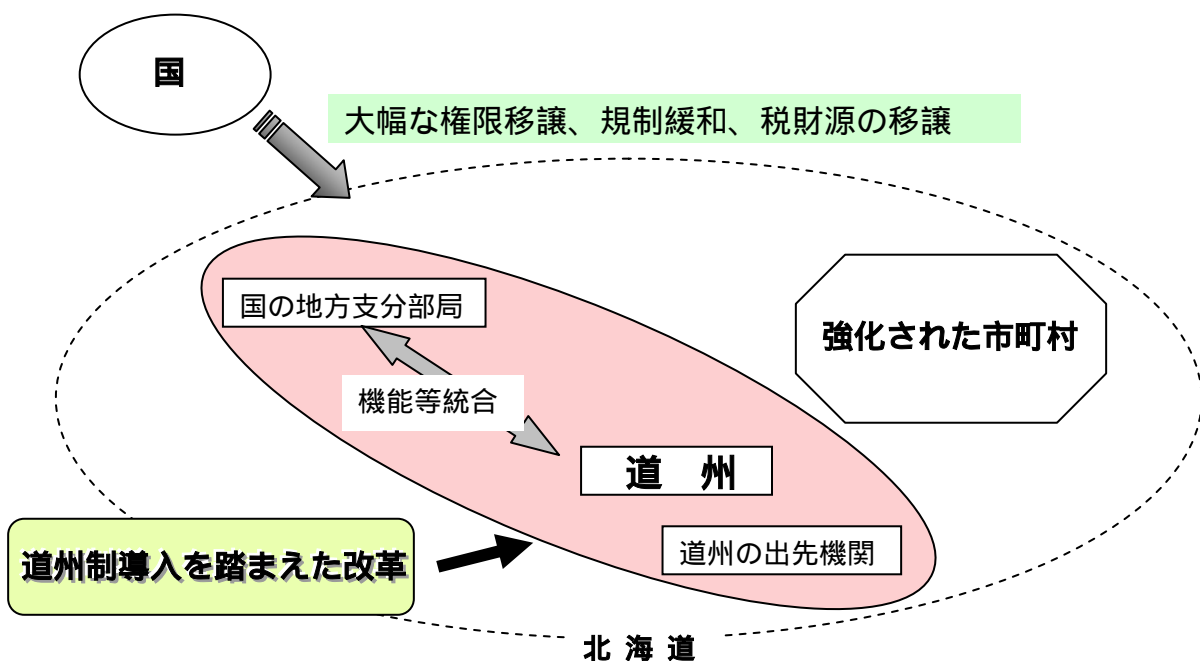
< 更なる地域主権の進展 >

- ・ 国、道州、基礎自治体の役割分担に基づく大幅な権限の移譲
- ・ 国から地方への税財源の移譲
- ・ 国の地方支分部局との機能等統合 等



### 道州の出先機関

- ・ 広域で多様な地域を有する北海道においては、道州の出先機関が必要と考えられます。
- ・ 市町村の体制充実に伴い、支庁は、地域における最小限の道州行政の執行を担う出先機関に移行します



## 5 当面の支庁制度改革のスケジュール( 想定 )

長期的な支庁制度改革の方向性を見据えた、平成16年度から19年度までのスケジュールは、概ね次のとおりです

区 分	支 庁 制 度 改 革	道州制の先行実施 (市町村への事務・権限の 移譲)	市 町 村 合 併
平 成 1 6 年 度	「支庁制度改革プログラム」の策定 <u>主な内容</u> ・長期的な支庁制度改革の方向性 ・本庁と支庁の役割分担の考え方 ・支庁と地域行政センターの機能等の 考え方 ・支庁所管区域等の設定の考え方 ・支庁への権限委譲の考え方 等	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」の策定	<u>合 併 協 議</u>
平 成 1 7 年 度	プログラムに基づく改革事項の推進 <u>主な内容</u> ・所管区域の設定の考え方に関する地域説明、地域意見の聴取 ・支庁と地域行政センターの機能等の 具体的検討 ・支庁への権限委譲の内容の具体的 検討 等	市町村との協議・移譲への手続き 移譲支障要因の解消 方策検討	合併構想策定準備 合併推進審議会の 設置
平 成 1 8 年 度	プログラムに基づく改革事項の推進 <u>主な内容</u> ・所管区域案策定、地域説明 ・支庁と地域行政センターの具体的な 体制等の明示 ・支庁への権限委譲の検討 等	市町村と協議が整い、同意を得たものから市町村への事務・権限の移譲の実施	合併構想策定
平 成 1 9 年 度	プログラムに基づく改革事項の推進 <u>主な内容</u> ・支庁設置条例改正 ・支庁への権限委譲の検討 等		



## 「支庁制度改革プログラム」策定の経過

年月日	経 過
H16. 6.28	「北海道・自治のかたち円卓会議」（第1回） 〔・支庁制度改革に関する現状と課題について意見交換〕
9	『支庁制度改革の取組の具体化に関する論点整理』を取りまとめ
9. 3	「北海道・自治のかたち円卓会議」（第3回） 〔・『支庁制度改革の取組の具体化に関する論点整理』について意見交換〕
9.30 ~ 11. 8	『支庁制度改革の取組の具体化に関する論点整理』について、市町村に意見照会及びホームページ掲載による道民意見募集 〔あわせて、14支庁単位に市町村担当者等との意見交換会を開催：10.8~11.5〕
11.11	「北海道・自治のかたち実務者研究会議」（第1回） 〔・『支庁制度改革の取組の具体化に関する論点整理』について意見交換〕
11	『道から市町村への事務・権限の移譲と支庁のあり方に関する論点整理』を取りまとめ
11.24	「北海道・自治のかたち円卓会議」（第4回） 〔・『道から市町村への事務・権限の移譲と支庁のあり方に関する論点整理』について意見交換〕
11.26 ~ 12.24	『道から市町村への事務・権限の移譲と支庁のあり方に関する論点整理』について、市町村に意見照会及びホームページ掲載による道民意見募集
H17. 1	『支庁制度改革に関する基本的フレーム』を取りまとめ
1.12 ~ 2. 4	『支庁制度改革に関する基本的フレーム』について、市町村に意見照会及びホームページ掲載による道民意見募集 〔あわせて、14支庁単位に市町村担当者等との意見交換会を開催：1.17~2.1〕
1.26	「北海道・自治のかたち実務者研究会議」（第2回） 〔・『支庁制度改革に関する基本的フレーム』について意見交換〕
2	『支庁制度改革プログラム（案）』を取りまとめ
2.21	「北海道・自治のかたち円卓会議」（第5回） 〔・『支庁制度改革プログラム（案）』について意見交換〕
2.23 ~ 3.23	『支庁制度改革プログラム（案）』について、市町村に意見照会及びパブリック・コメントによる道民意見募集
3.31	『支庁制度改革プログラム』決定

<b>担 当</b>	<b>北海道企画振興部地域主権推進室参事</b>
<b>住 所</b>	<b>〒060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目</b>
<b>電 話</b>	<b>011 - 231 - 4111 (内線23 - 314、23 - 313)</b>
<b>F A X</b>	<b>011 - 232 - 2743</b>
<b>E-mail</b>	<b>sogo.syuken2@pref.hokkaido.jp</b>
<b>URL</b>	<b><a href="http://www.pref.hokkaido.jp">http://www.pref.hokkaido.jp</a></b>